

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察：天領 日田の商業資本と九州諸藩

藤野，保
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178719>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 19, pp.29-60, 1974-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

幕藩制下における

天領と藩との関係史的考察

―天領日田の商業資本と九州諸藩―

藤 野 保

目 次

はじめに

一 問題の前提

―前段階における九州天領の特質―

二 近世後期における九州天領の支配形態

三 日田商人の経営方式と郡代権力との結合

四 日田商人と九州諸藩

結 び

は じ め に

本稿は、筆者の意図する「幕藩体制史の研究」の一環としての豊臣政権以来幕末に至る「九州天領の研究」に関する四部作のうち、その最終稿に属するもので、本稿をもってひとまず完結する。対象とする時代は、第三稿のあとを幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

うけて、主として化政期以降幕末に至る期間であるが、必要に応じて、それ以前にまで遡ることとする。

考察は前三稿と同じく九州天領において中核的位置を占める豊後日田を中心とするが、一般に後期天領は、大名領国の定着・固定化の傾向⁽²⁾とはうらはらに、その所屬をめぐって、各代官所聞において激しく流動するため、九州天領においては、それがどのような形を通じて流動したかを明らかにするため、天領日田における歴代の郡代支配の在り方を検討しながら、九州天領全般についても考察を加えることとする。

と同時に、本稿は、近世後期における幕藩制市場構造の変化と九州諸藩の財政窮乏の深化のなかで、天領日田が幕府の年貢収取地としての天領一般の性格に加えて、九州における地方金融市場へと発展していくなかで、日田掛屋商人が郡代権力とどのように結合し、どのような形を通じて利潤を抽出し資本を蓄積していったか、また、財政窮乏しかつ中央市場の掛屋商人から貸付金の不良資産化整理の過程で排除された九州の諸藩が、この最寄の金融市場をどのように利用・依存し、どのような形を通じて掛屋商人と結合し藩経済政策を展開していったか、というような両者の関係史的考察が分析の対象をなすため、九州天領一般とともに関係諸藩も考察の対象となる。

【註】

- (1) 藤野保「近世前期における九州天領の支配形態」(『九州文化史研究所紀要』一七号)・「幕藩制転換期における九州天領―田沼期幕政との関連を通じて―」(『同一八号』)・「近世後期における九州天領農村の構造」(『森克己博士古稀記念論文集』所収)・「本稿」(『九州文化史研究所紀要』一九号)。

- (2) 藤野保「幕藩体制史の研究」参照。

一 問題の前提

―前段階における九州天領の特質―

享保改革の後半、日田代官に就任した岡田代官(庄太夫俊惟)の基本農政は、定免制と有毛検見法の採用、引高の軽

減、新規運上銀の賦課、百姓助合石代銀の新設の四つの政策を柱とする強度の年貢増徴政策（延享二年の新法）にあったが、いま一つの重要な政策は、元禄中期以降活発となった町方における日田商人の商業活動に着目し、かれらのうち大商人を掛屋に任命して、年貢米銀の収納・掛改および廻送・販売を命じ、商業資本との結合を密接にしたところにある。前述した百姓助合石代銀は、これらの掛屋商人に預けられ（公議預り銀Ⅱ公金Ⅱいわゆる日田金²）、年貢未進に悩む小百姓に貸付られたが（Ⅱ公金貸付政策）、岡田代官の年貢増徴政策は、こうした形で商業・金融政策とのからみ合いを通じて、歴代日田代官のなかで最大限に発揮されたのである。

宝暦八年、岡田代官に代わって日田に入部した揖斐代官（十太夫政俊）の基本農政も、岡田代官の基本政策の継承・発展にあり、こうして、俊惟とその嫡子俊博および政俊の父子三代にわたる年貢増徴政策の実績が幕府に認められて、明和四年、揖斐氏は西国筋郡代に昇進し、ここで岡田氏との間に、一時西国筋郡交代補任制が確立し、当面揖斐氏によって世襲されることになった（四代）。

揖斐氏歴代の郡代は、初代十太夫政俊の基本農政を維持・継承しながら、岡田代官以来の商業・金融政策をいっそう強化する。この過程で、郡代権力と商業資本（掛屋商人）との結合はいっそう密接となり、かれらは年貢米銀のほか、領内諸商品の集荷・販売および各売上代銀の保管、さらには年貢米の近国からの買替納、大名貸をはじめとする諸貸付をおこなって大商人に発展する。こうして、近世後期における日田は、幕藩制市場構造の変化と九州諸藩の財政窮乏の深化のなかで、幕府の年貢収取地としての天領一般の性格に加えて、九州における地方金融市場へと発展してゆくのである。

一方、岡田・揖斐氏による年貢増徴政策によって、日田天領農村においては、小百姓の土地喪失が進行し、土地集積をめぐる村方地主（庄屋層）と商業資本（日田商人、とくに掛屋商人）との対抗関係が、この期にいつそう激化する。しかも、土地集積の在り方が町方周辺村・中間村・山間村によって異なった方向を示しはじめるが、村方地主の土地集

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

積は、郡代権力をバックとし、日田金（＝公金貸付）を楨杆とする掛屋商人（その代表は掛屋仲間衆）による強力な土地集積のまゝに停滞・後退し、地主経営は重大な危機に直面するのである。⁽⁷⁾ そのため、村方地主は小作地からの収奪を強化する一方、小作未進百姓に対して長年季奉公人の提出を要求して、手作地の維持につとめ、あるいは質地小作人に對して質入金に利足を加えて返済不可能↓質流れとし、耕地の拡大を意図した。⁽⁸⁾

しかし、これとはうらはらに、町方商業資本と村方地主の土地集積をめぐる二重の進行・対立激化のなかで、小作未進・年貢未進は拡大する一方、零細高持百姓の没落（↓水呑化）、水呑百姓の町方への流出（↓店僱化）が進行し、農村分解にいつその拍車をかけた。

こうして、岡田・掛斐氏の農政および商業・金融政策のなかで重大な危機に直面した村方地主は、その末期から化政期に至って大きく動揺・変化し、この期に多くの所持地（小作地・持山および家屋敷等を喪失した）。⁽¹⁰⁾ これとは逆に、町方商業資本の土地集積は、この期より天保・嘉永期に至って異常な発展を示し、日田金の貸付範囲は他郡・他領にまで拡大するのである。⁽¹¹⁾

それのみにとどまらない。掛屋仲間衆に代表される日田大商人は、庄屋に任命されることによって、村内における政治的ヘゲモニーを確立してゆく。日田天領農村においては、近世後期における農村構造の変化にともなう庄屋村方地主の後退のなかで、かつての支配組織Ⅱ郡代：庄屋（村方地主）―組頭―百姓代体制は、その一部農村において、郡代：掛屋商人（庄屋）―組頭―百姓代体制へと変化したのである。

しかも、これらの掛屋商人は、広く九州諸藩の御用達となり大名貸をおこなって、流通過程から最大の利潤を抽出した。こうして、日田商業資本と九州諸藩との結合は、諸藩における財政窮乏の深化にともなっていくそう密接となり、その関係は、御用達・大名貸から藩財政への関与、専売支配、さらには財政改革↓藩政改革へと発展する。一方、郡代の意図する新田開発を積極的に協力・推進して、権力との結合をいつそう密接にし、あるいは醸造・製蠟な

ど諸産業の実施・経営にあたって、自己資本の蓄積手段を拡大していった。

そこで次に、天領日田が九州における地方金融市場へと発展していくなかで、日田商人（とくに掛屋商人）は、どのような経営方式を採用し、どのような形で利潤抽出をおこなったか、日田商人と九州諸藩の関係史的考察に移ることしよう。同時に、大名（ここでは九州諸藩）と領外利貸資本（ここでは日田商人）との結合が中央市場における大阪商人を媒介とせず、地方（金融）市場において成立し、それによって、藩政改革→藩経済政策の展開が可能であったことが、幕藩制市場構造にどのような意味をもち、かつ変化をあたえたか、総じて、藩政改革を市場構造・領外利貸資本との関わり方より分析し、幕末・維新における九州諸藩の動向について、合わせて考察することしよう。

二 近世後期における九州天領の支配形態

まずはじめに、化政期以降幕末に至る天領日田の所領・支配形態について考察し、九州天領に占める位置を明らかにしておく。

掛斐氏四代にわたる西国筋郡代の世襲制は、一族の早世と背任行為による改易によって崩壊し、またそれによって、一族岡田氏との間の西国筋郡交代補任制も実現しないままに終わったが、こうしたなかで、天領日田は寛政五年に新任の羽倉代官（権九郎秘教^{やすひら}）を迎え、そのもとで農民保護を志向する農政が展開されたこと、しかし、日田天領農村においては、寛政改革で幕府が意図した「農民保護」農村復興策は、十分な成果をあげえず、むしろ、この過程を通じて農村分解がいっそう進行したことなどについては、すでに第二稿において指摘したところである。⁽¹³⁾

掛斐氏の免職後、西国筋郡代は廃止され、その支配地も分割されたため、羽倉氏は七万石支配の代官として入部したが、この期に分割された高松代官支配地の一部（大分・速見郡）が、寛政十一年に至って譜代島原藩の大名預所とな⁽¹⁴⁾ったことは重要で、このことは、後期における九州天領の在り方、なかならず日田代官支配の在り方に大きな変化を⁽¹⁵⁾

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

あたえた。このとき、日向・その他の旧高松代官支配地の大部分が日田代官支配地に編入されたため、羽倉代官の支配領域は急速に拡大し、文化三年秘救は郡代に昇進する⁽¹⁷⁾。しかし、秘救は三年後の文化六年に死亡したため、嫡子外記秘道が代官となったが、翌七年秘道は越後代官に転出したため、羽倉氏の日田支配は一七年で終り、代わって三河口太忠輝昌が入部する。

三河口氏は、頼玄のとき徳川氏に仕えて旗本となり、以降歴代台所役・天守番を歴任、輝昌は宝暦八年に家督相続し、徒目付・小普請方をへて、寛政元年より代官となり、この期に西国筋郡代に昇進し日田に入部したものである⁽²⁰⁾。しかるに、輝昌は五年後の文化十二年に死亡したため、嫡子八蔵輝光が代官となったが、これまた羽倉秘道と同じく、翌十三年に越後代官に転出したため、三河口氏の日田支配はわずか六年で終り、代わって塩谷大四郎正義の入部となる。

および代官・郡代・在任期間一覧

在陣場所	転免理由	備 考
日田在陣	死 亡	(三河口太忠、文化7年郡代となる)
	越後代官	
日田在陣	改 易	(文政4年郡代となる)
長崎在陣	(一時預り)	
日田在陣 (代官見習)	死 亡	(寺西蔵太、天保7年郡代、同8年入部) 117,534石 (豊後・豊前・日向)
	陸奥代官	
日田在陣	死 亡	(天保12年、郡代となる)
日田在陣 (暫時取扱)	死 亡	(池田岩之丞、弘化4年郡代、嘉永元年入部) 104,917石 (豊後・豊前・日向) (外に当分・別廉当分預所60,079石)
	転 出	
長崎在陣	(一時預り)	
日田在陣	関東代官	(文久2年、郡代となる)
日田在陣	逃 亡	164,046石 (当分・別廉当分預所高を含む)

紀要』17号) 参照。

塩谷氏の出自は明らかでないが、新参旗本の家柄で歴代御勘定をつとめている。正義は粟津清喬の次男で、塩谷奉正^{ともまさ}の養子となって寛政七年に家督相続、勘定吟味改役をへて同十二年より代官となり、この期に日田に入したものである。⁽²³⁾ 塩谷氏は当初代官として入部したが、四年後の文政四年に郡代に昇進し、粟米四〇〇俵に加えて足高が一〇〇俵高に加増された。⁽²⁴⁾

こうして、塩谷郡代の日田支配が天保六年まで継続されるが、この間、文政三年と天保二年の二回にわたり、肥前松浦郡の天領が譜代唐津藩の大名預所となる一方、翌三年には、一時天草が西国筋郡代の支配地(当分預所)⁽²⁵⁾に加わり、さらに天草は同年七月より、筑前怡土郡の天領は翌四年より長崎代官の支配地となるなど、近世後期における九州天領は、その所属をめぐって激しく流動するが、こうした動きのなかで、日田は塩谷郡代の免職後、天保七年、はじめて長崎代官の預所となった。⁽²⁶⁾

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

第1表 近世後期における天領日田の支配形態

支 配 形 態		代官・郡代名	在 任 期 間
郡代支配地	(日 田)	三 河 口 太 忠 輝 昌	(文化7年—文化12年) (5年)
代官支配地		三 河 口 八 蔵 輝 光	(文化12年—文化13年) (1年)
郡代支配地	(日 田)	塩 谷 大 四 郎 正 義	(文化14年—天保6年) (18年)
代官支配地	(長官 崎預 代り)	高 木 作 右 衛 門 忠 篤	(天保7年—天保8年) (1年)
郡代支配地	(日 田)	寺 西 蔵 太 元 栄	(天保8年—天保12年) (4年)
		寺 西 直 次 郎 元 貞	(天保12年—天保12年) (6ヵ月)
郡代支配地	(日 田)	竹 尾 清 右 衛 門 忠 明	(天保12年—弘化4年) (6年)
同	(日 田)	池 田 岩 之 丞 季 秀	(嘉永元年—文久元年) (13年)
		池 田 錠 三 郎 季 昶	(文久元年—文久元年) (4ヵ月)
代官支配地	(長官 崎預 代り)	高 木 作 右 衛 門 忠 知	(文久元年—文久2年) (4ヵ月)
郡代支配地	(日 田)	屋 代 増 之 助 忠 良	(文久2年—元治元年) (2年)
同	(日 田)	窪 田 治 部 右 衛 門 鎮 勝	(元治元年—慶応4年) (4年)

〔註〕 藤野保「近世前期における九州天領の支配形態」(『九州文化史研究所

幕藩制下における天領と藩との關係史的考察

長崎代官の預所たること一年にして、後任の西国筋郡代は寺西藏太元榮^{もとなが}に決定し、元榮は天保八年に日田に入部した。寺西氏の出自も明らかでないが、父封元^{もとかみ}は西丸徒組・本丸徒組頭をへて、寛政四年より代官に就任、元榮は文政十年より父に代わって代官となり、この期に西国筋郡代に昇進し日田に入部したものである。⁽²⁸⁾

ところで、寺西郡代の支配領域は、塩谷郡代末期のそれをほぼ継承したものであるが、次に「天保九成年御代官并御預所御物成納払御勘定帳」⁽³⁰⁾によって、同年における九州天領の支配形態について考察しよう。

第二表はすなわちそれを示したものであるが、まず、西国筋郡代の支配地は豊後・豊前・日向三ヵ国の天領で、石高にして一二万七、五三四石、揖斐時代の支配領域に比べて三万二、四四〇石余縮小している。これに対して、長崎代官の支配地は肥前・肥後・筑前の三ヵ国の天領に拡大し三万六、六七七石に達している。これは当時天草が長崎代官の預所となっていたためで、それに肥前彼杵・高来両郡および筑前怡土郡の天領が含まれていた。次に大名預所は五つより構成されていた。

- (1) 第一は、柳河藩の預所で筑後の天領一万四、八五一石。これは文化三年、立花種善の陸奥下手渡転封後、天領となった旧三池藩領を、同十三年より柳河藩に預けたもの。⁽³¹⁾
 - (2) 第二は、島原藩の預所で豊後の天領一万四、五二七石。これは寛政十一年、高松代官支配地の一部が島原藩の預所に切替えられたもので、豊後の大分・速見郡を中心とする。⁽³²⁾
 - (3) 第三は、唐津藩の預所で肥前の天領一万六、九二五石。これは旧唐津藩領に属する肥前松浦郡の天領で、文政三年以降、数回にわたって同藩の預所となった。⁽³³⁾
 - (4) 第四は、人吉藩の預所で日向の天領五九〇石。日向臼杵郡を中心に分布する。⁽³⁴⁾
 - (5) 第五は、佐伯藩の預所で豊後の天領二、一四三石。日田郡代の旧支配地に属し、豊後海部郡を中心に分布する。⁽³⁵⁾
- 以上であるが、揖斐郡代の免職後、寛政以降における九州天領の激しい流動化現象のなかで、九州天領は以上みるよ

第2表 天保期における九州天領の支配形態（天保9年）

I 〔西国筋郡代支配地〕		豊後・豊前・日向	
高	1 1 7, 5 3 4.	石 斗升合勺才 0 0 4 2 8	(郡代) 寺 西 藏 太 (元栄)
	銀 1,351貫.532匁2分		
	金 = 〆22,525両.2分永36文6分6厘		
	米 37,466石.9斗0升6合9勺7才		
	粟 50.91290		
II 〔長崎代官支配地〕		肥前・肥後・筑前	
高	3 6, 6 7 7.	石 斗升合勺才 1. 7 2 0 7 7 2	(代官) 高木作右衛門 (忠篤)
	銀 977貫.380匁4分1厘2毛		
	金 = 〆16,289両.2分永173文5分3厘		
	米 14,423石.0斗7升8合3勺0才		
III 〔柳河藩預所〕		筑後	
高	1 4, 8 5 1.	石 斗升合勺才 7 2 9 8 0	(大名) 立花左近将監 (鑑備)
	銀 293貫.336匁2分5厘6毛		
	金 = 〆4,888両.3分永187文6分		
	米 2,467石.5斗8升9合9勺8才		
IV 〔島原藩預所〕		豊後	
高	1 4, 5 2 7.	石 斗升合勺才 7 0 6 5 2	(大名) 松平主殿頭 (忠侯)
	銀 229貫.652匁4分9厘4毛		
	金 = 〆3,827両.2分永41文5分6厘		
	米 3,078石.4斗7升5合3勺2才		
V 〔唐津藩預所〕		肥前	
高	1 6, 9 2 5.	石 斗升合勺才 2 6 3 0 0	(大名) 小笠原佐渡守 (長和)
	銀 6貫.658匁6分4厘5毛		
	金 = 〆110両.3分永227文4分1厘		
	米 8,328石.4斗3升1合0勺0才		
VI 〔人吉藩預所〕		日向	
高	5 9 0.	石 斗升合勺才 1 8 8 3 0	(大名) 相良遠江守 (頼之)
	銀 7貫.878匁6分5厘2毛		
	金 = 〆131両.1分永60文8分6厘		
	稗 6石.1斗5升5合3勺8才		
VII 〔佐伯藩預所〕		豊後	
高	2, 1 4 3.	石 斗升合勺才 7 2 4 0 0	(大名) 毛利伊勢守 (高泰)
	銀 0貫.880匁6分5厘9毛		
	金 = 〆14両.2分永177文6分5厘		
	米 1,001石.1斗5升1合9勺0才		

〔註〕「天保9戌年御代官并御預所御物成納払御勘定帳」による。

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

うに、二郡代・代官支配地、五大名預所に細分化されたのである。

さて、寺西郡代は在任わずか四年にして天保十二年に死去し、嫡子直次郎元貞が家督相続したが、同年元貞は陸奥代官に転出したため、代わって竹尾清右衛門忠明が西国筋郡代となり日田に入部した。竹尾氏も塩谷氏と同じく新参旗本の家柄で、歴代台所頭・御勘定をつとめ、忠明は勘定組頭をへてこの期に日田に入部したものである。⁽³⁸⁾竹尾郡代の日田支配もわずか六年で終るが、その末年(弘化四年)には、天草が再び西国筋郡代の支配地(当分預所)となり、それに肥前・筑前の天領が加わった。この傾向は、翌嘉永元年、竹尾郡代に代わって日田に新しく入部した池田岩之丞季秀のときいっそう顕著となり、ここでもまた九州天領は大きく変化した。

すなわち、第三表によると、西国筋郡代の支配地は、(一)直支配地・(二)当分預所・(三)別廉当分預所の三つに分かれ、

- (A) (一)は豊後・豊前・日向三ヵ国の天領で一〇万四、九一七石。天保九年に比べて一万二六〇〇石余縮小している。
(B) (二)は豊後・日向・肥後・肥前四ヵ国の天領で三万五、〇九二石。このうち、もっとも多い肥前の天領は前述した唐津藩預所で、天保一揆のち西国筋郡代の当分預所となったもの。⁽⁴⁰⁾

- (C) (三)は肥後・筑前・肥前三ヵ国の天領で二万四、九八七石。

以上によって、日向天領は直支配地と当分預所に、天草は当分預所と別廉当分預所に分割され、さらに直支配地の縮小は、主に日向天領の分割に起因していたことが解る。このように、天草および肥前(松浦郡)・筑前の天領が西国筋郡代の支配地となったため、長崎代官の支配地は七、四二九石に縮小した。これは長崎代官の固有の直支配地である肥前彼杵・高来両郡の天領を中心とする。次に大名預所では、唐津藩預所が消滅して、柳河・島原・人吉・佐伯四藩の預所となり、そのうち柳河・島原両藩の預所は、天保九年に比較して何れも五―三、〇〇〇石縮小している。⁽⁴¹⁾柳河藩預所五、〇〇〇石の縮小は、嘉永四年、立花種恭(陸奥下手渡)に五、〇〇〇石与えられたことに起因している。

こうして、幕末の動乱期に九州天領は激しく流動しながら、池田郡代の支配が文久元年まで継続されるが、季秀は

第3表 幕末における九州天領の支配形態（万延元年）

番号	支配形態	郡代・代官・大名名	国名	石	高
I	西国筋郡代支配地	1 (郡代池田岩之丞) 直支配地	豊後	53,339.4685	石斗升合勺
			豊前	33,468.6827	
			日向	18,108.8657	
			計	104,917.0169	
		2 (同) 当分預所	豊後	4,805.8736	
			日向	8,966.7496	
			肥後	4,984.6185	
			肥前	16,335.0220	
			計	35,092.2628	
		3 (同) 別廉当分預所	肥後	19,942.9344	
			筑前	4,454.5188	
			肥前	590.2400	
			計	24,987.6932	
II	長崎代官支配地	(代官 高木作右衛門)	肥前	7,429.1589	
III	柳河藩預所	(大名 立花飛驒守)	筑後	9,790.4985	
IV	島原藩預所	(同 松平主殿頭)	豊後	11,324.2305	
V	人吉藩預所	(同 相良越前守)	日向	590.1808	
VI	佐伯藩預所	(同 毛利安房守)	豊後	2,143.7240	
〔備考〕					
九州天領の各国別石高					
石斗升合勺					
{ 豊 後 71,613.2967					
{ 豊 前 33,468.6827					
{ 日 向 27,665.8017					
{ 肥 前 24,354.4219					
{ 肥 後 24,927.5529					
{ 筑 前 4,454.5188					
{ 筑 後 9,790.4985					
{ 計 196,244.7733 ・ 540ヵ村					

〔註〕「代官所勤方書付」・「御預所勤方書付」および大山敷太郎『幕末財政金融史論』掲載史料などによって作成。

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

同年死亡し、嫡子錠三郎季昶が家督相続する。⁽⁴²⁾ こうしたなかで、日田は再び長崎代官の預所となるが、これも短期間で終り、新たに屋代増之助忠良が西国筋郡代に任命され、忠良は翌二年に日田に入部した。⁽⁴⁴⁾ 屋代郡代の入部以降、日田支配地は池田時代の形に戻り、こうして二年後の元治元年には、西国筋最後の郡代窪田治部右衛門鎮勝が入部する。窪田氏は筑後の蒲池氏の家臣の出で、のち熊本藩の家臣となり、父秀種るとき旗本になったといわれる。⁽⁴⁵⁾ 日田に入部した窪田氏は、池田時代の支配領域を継承し、(一)直支配地のほか、(二)当分預所・(三)別廉当分預所を含めて、九州天領一九万六、〇〇〇石のうち、その八三%にあたる一六万四、〇〇〇石を支配し、⁽⁴⁶⁾ 明治維新を迎えたのである。

以上、後期における九州天領は、大名領国の定着・固定化の傾向とはうらはらに、その所屬をめぐって激しく流動した。しかし、そのなかにあつて、九州天領は日田・長崎両代官所を基軸に流動し、両代官所は固有の支配地(直支配地)のほか、九州七ヵ国に存在する天領を、当分預所あるいは別廉当分預所として分割支配した。そのため、近世初期日田とともに代官支配地として発足し、九州天領において重要な位置を占めた天草は、後期になると、その所屬をめぐって、島原藩、日田・長崎両代官所の間をめぐるしく変動し、天領としての地位を相対的に低下させた。

寛政十一年、高松代官支配地の一部が島原藩の預所となったことは、後期における日田代官支配地に大きな変化をあたえ、この期に成立した肥前(松浦郡)・筑後の天領も、それぞれ最寄りの大名の預所(唐津藩・柳河藩)となつて、後期における九州天領の在り方を示したが、そのうち前者が日田代官所の当分預所となったことは先にみたところである。

このように、後期における九州天領は、日田・長崎両代官所を通じて支配されたが、その中心は日田代官所＝西国筋郡代にあった。このことは、その支配地が幕末九州天領の八三%を占めていた事実にも示されている。掛斐氏の郡代への昇格はそれを象徴している。掛斐氏四代にわたる西国筋郡代の固定は、一族の早世と改易によって崩壊し、それによって、一族岡田氏との間の西国筋郡交代補任制も実現しないままに終つたが、その後の歴代郡代は、当地で

死亡したものが多く（羽倉・三河口・寺西・池田）、その任期も概して短期で、嫡子は何れも父の職を世襲することなく、越後代官・陸奥代官として、他の代官所に左遷された。もっとも長く在任した塩谷氏（代官四年・郡代一四年）は改易・免職をうけている。こうした事実が、西国筋郡代を特定の旗本に固定せしめず、激しく交代せしめた理由にはかならない。

これに対して、長崎代官は、元文四年、高木氏が町年寄から代官に昇格してより、同家に固定し幕末まで世襲される⁽⁴⁷⁾、というように西国筋郡代と対蹠の傾向を示している。この意味で、代官支配地が確立されると同時に、関東下りの地方官僚代官によって激しく交代支配された日田と、旗本交代補任制にもとづく長崎奉行の支配下にあつて、地元の豪商代官によって固定支配された長崎との、近世初期以来の支配方式の相違が後期・幕末まで継承されたということができよう。

そこで次に、考察は日田商人と九州諸藩の關係史的考察にむけられる。九州天領のなかに占める天領日田の位置と役割は、日田商人の經營分析・利潤抽出法と九州諸藩との關係史的考察をおこなうことによって、いっそう鮮明にすることができる。

三 日田商人の經營方式と郡代権力との結合

掛屋仲間衆に代表される日田商人の個別商業經營の方式・形態、土地集積の在り方、および利潤抽出の仕方は、それぞれ異なるが、ともに郡代権力をバックとする特權的な公儀の掛屋商人として、流通過程から最大の利潤を抽出する商業高利貸資本としての共通した性格をもっていた。これら掛屋商人の天領内における商業資本の蓄積過程・土地の集積過程と日田農村との關係、および郡代権力との結合方式・業務・役割等については、すでに第二・三稿⁽⁴⁸⁾において考察したので、ここでは主として領外における利潤抽出の方法として、重要な位置を占める大名貸について考察す

幕藩制下における天領と藩との關係史的考察

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

ることとする。

第四表は、千原家（丸屋）・草野家（升屋）・森家（鍋屋）らとともに第一級の日田商人であり、かつ掛屋商人である広瀬家（博多屋）と九州諸藩との関係をみたものである。

それによると、広瀬家は四代平八（秋風庵月花）・五代三郎右衛門（長春庵桃秋）の頃から大名貸をはじめ、諸藩の御用達となり扶持をうけていたが、六代久兵衛（南陔）に至って飛躍的に発展し、七代源兵衛（雨窓）のときまでに、御用達・大名貸・献金などによって扶持をうけた大名・旗本は、次の一五藩・一旗本におよんでいる。

(1) 大名⇨豊後（府内藩・森藩・杵築藩・岡藩）

筑前（福岡藩とその支藩（秋月藩））

筑後（久留米藩）

対馬（対馬藩、但し肥前田代領）

肥前（佐賀支藩（蓮池藩・鹿島藩）・大村藩・島原藩・平戸藩）

豊前（小倉藩）

日向（延岡藩）

(2) 旗本⇨杵築分知

右のうち、もっとも早い例は岡・杵築・府内藩等で、「広瀬家譜」は平八の明和六年をもって、広瀬家御用達のはじめとしている⁽⁵⁰⁾。このように、平八の段階は近隣の豊後の諸藩が中心をなし、のち蓮池・対馬藩が加わったが、三郎右衛門代には鹿島・大村藩等肥前の諸藩に拡大し⁽⁵¹⁾、こうして、久兵衛・源兵衛代には前記の諸藩・旗本におよんだのである。と同時に扶持米高は、個別藩との関わり方が深化するにもなって増加していた。例えば府内藩においては、

第4表 扶持関係を通じてみた広瀬家と九州諸藩

広瀬家	関係藩	藩名	大名	年次	扶持(被支給者)	備考
	1	府内藩(講)	松平	文政以前 文政元年 天保3年 弘化元年 弘化元年 嘉永元年 文久元年	3人扶持(久兵衛) 5人扶持(久兵衛) 10人扶持(久兵衛) 10人扶持(源兵衛) 5人扶持(久兵衛) 30人扶持(源兵衛) 15人扶持(久兵衛)	平八・三郎右衛門出精につき支給 精勤につき2人扶持追加 財政処理につき5人扶持追加 嫡子源兵衛用達相続につき支給 財政改革につき隠居扶持として支給 財政改革成功につき15人扶持追加 永年の功績に対し隠居扶持として支給
	2	森藩(外)	久留島	文久元年 文久2年 慶応2年	1人扶持(源兵衛) 2人扶持(源兵衛) 3人扶持(源兵衛)	財政処理につき支給 財政処理につき1人扶持追加 財政処理につき1人扶持追加
	3	杵築藩(講)	松平	安政5年以前	3人扶持(久兵衛)	用達により3人扶持支給
	3	杵築分加(旗)	松平	安政5年 天保5年	3人扶持(源兵衛) 2人扶持(久兵衛)	用達相続につき支給 用達・新聞場改革につき支給
	4	岡藩(外)	中川	文化13年 慶応元年 慶応元年	20俵(久兵衛) 3人扶持(源兵衛) 15人扶持(久右衛門・七三郎)	用達相続につき支給 用達により支給 1,000両献金につき毎年支給
	5	福岡藩(外)	黒田	安政元年 安政3年 安政3年 安政3年 安政6年 安政6年 安政6年 慶応元年	5人扶持(久兵衛) 30人扶持(久兵衛) 15人扶持(三右衛門) 15人扶持(源兵衛) 30人扶持(久兵衛) 15人扶持(三右衛門) 15人扶持(源兵衛) 42人扶持(源兵衛)	財政処理につき支給 2,000両献金につき支給 1,000両永納につき 万延元年永納 500両永納につき 金返還につき 500両永納につき 扶持百上 4,000両調達につき支給
	6	秋月藩(外)	黒田	安政元年 安政元年	2人扶持(三右衛門) 3人扶持(三右衛門) 2人扶持(吾八郎)	財政処理につき支給 300両献金につき毎年支給 親三右衛門の2人扶持を支給
	7	久留米藩(外)	有馬	安政4年	2人扶持(源兵衛)	199両献金につき永代支給
	8	対馬藩(外) (田代領)	宗	文化11年 文政8年 天保6年 天保12年 嘉永元年 嘉永3年 文久2年 文久3年	12俵(久兵衛) 15俵(久兵衛) 5俵(久兵衛) 5俵(久兵衛) 1人扶持(源兵衛) 60俵(久兵衛) 39俵(源兵衛) 30俵(源兵衛)	資金融通につき支給 用達により3俵追加 財政処理につきその身一代支給 財政処理、水利工事により代々支給 用達により支給 1,000両献金につき永代支給 650両献金につき元金返還まで 毎年支給 500両献金につき永代支給
	9	鹿池藩(外)	鍋島	天保9年	3人扶持(源兵衛)	用達により支給
	10	鹿島藩(外)	鍋島	天保12年 安政3年	3人扶持(久兵衛) 3人扶持(源兵衛)	用達により毎年支給 用達により毎年支給
	11	大村藩(外)	大村	文化4年	3人扶持(三郎右衛門)	財政処理につき毎年支給 久兵衛用達引継ぐ
	12	島原藩(講)	松平	文政11年	2人扶持(久兵衛)	国東嶺新聞功勞につき支給
	13	平戸藩(外)	松浦	安政5年	3人扶持(源兵衛)	用達により毎年支給
	14	小倉藩(講)	小笠原	慶応2年	銀15枚(源兵衛)	財政処理により毎年支給
	15	延岡藩(講)	内藤		銀2枚(久兵衛)	功勞により毎年支給

(註) 各藩「用達扶持・扶持・往復文書」、「南陰日記」、「筑州表当用書物留」による。語は譜代大名・外は外様大名・旗本は旗本を示す。

(註2) 是文久2年以降(源兵衛)銀2枚となる。

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

祖父平八・親三郎右衛門、是迄出精相勤、猶又其許儀格別致精勤候付、加扶持式人都合五人扶持被相送候、此段可申達旨被申付候、以上

文政元戊寅年十二月

松平左衛門尉内

芝岡物集女 ㊤

神屋式右衛門 ㊤

博多屋

久兵衛殿

とあり、平八・三郎右衛門代には三人扶持しか与えられていなかったが、久兵衛の代に至り、まず文政元年には二人扶持を増加されて五人扶持となり、天保三年には五人扶持を増加されて十人扶持となっている。⁽⁵²⁾さらに府内藩の家老岡本主米の依頼により天保改革を主導してより、扶持米高はいっそう増加し、天保十五年（弘化元）には、同藩御用達相続につき源兵衛に十人扶持、ほかに久兵衛には「当方勝手向改革御引受、預御世話候付、隠居為扶持」五人扶持を与えられ、嘉永元年には父子十五人扶持を追加されて合わせて三十人扶持となり、さらに万延二年（文久元）には、久兵衛に対し隠居料十五人扶持が与えられている。⁽⁵³⁾

以上は広瀬家の一例にすぎず、他の掛屋商人も遅速・強弱・大小の差はあれ、等しく諸藩の御用達となり大名貸をおこなっているため、諸大名に対する貸付金の額は膨大な数に達し、いわゆる日田金の総計二〇〇万両のうち、約半額の一〇〇万両が大名貸に投下されたといわれている。⁽⁵⁴⁾

そこで次に広瀬家の経営について考察することとしよう。同家の経営内容を示す「積書」⁽⁵⁵⁾（店御帳）によれば（第五表参照）、その経営方法Ⅱ資金繰りは、拝借分（借入金）と諸方貸付（貸代金）よりなるが、両者の額とも時代が下がるにしたがって増加し、文政十一年より一〇〇貫台、同十二年以降は二〇〇貫台となり、さらに嘉永元年以降は五〇〇貫

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

台（借入金＝五八〇貫余、貸付金＝七〇九貫余⁽⁶⁰⁾）、安政元年以降は一、〇〇〇貫台（借入金＝一、〇五五貫余、貸付金＝一、二六一貫余⁽⁶¹⁾）へと拡大し、慶応三年においては借入金が二、七二〇貫余、貸付金が三、〇八一貫に達している。一方、これにもなつて、両者の差額も増加し、文化十四年より文政九年までと同十二年は、借入金が貸付金より大であったが、文政十・十一年および天保元年以降は、両者の関係が逆転し、弘化二年以降は両者の差額がコンスタントに一〇〇貫台となり、安政元年以降は二〇〇貫台、同四年以降は三〇〇貫台に拡大、一時一―二〇〇貫台をへて、慶応三年の三六〇貫余に達する（以上は銀立）。

以上の広瀬家における借入金・貸付金の操作による経営方法と、両者および差額の増加は、そのまま同家の経営規模・活動範囲の拡大と利潤蓄積を示すもので、貸付金の多くは大名貸をはじめ天領日田内外の商人・農民に貸付（在町貸）⁽⁶²⁾られたのである。大名貸の相手は、広瀬家と扶持関係を結んだ前記諸藩のほかに、豊後の日出藩、筑後の柳河藩、肥前の唐津藩、肥後の熊本藩、豊前の中津藩があげられる。こうして、御用達・大名貸を通じて広瀬家と関係をもった九州諸藩は三四藩中二〇藩におよび、大藩で関係がなかったのは佐賀藩と鹿児島藩のみであった。

次に借入金は、郡代からの公儀預り銀（＝公金預）・大名預・在町預・一族預より構成されたが、中心をなすものは公金預で、文化十一年以降五〇％を超える年が七年、四〇％台が九年、三〇％が一四年存在する⁽⁶⁴⁾。その内容は岡田代官の延享二年の新法において新設された百姓助合石代銀⁽⁶⁵⁾（助合穀銀ともいう）のほか、年貢銀・御用金銀よりなり、化政期は百姓助合石代銀を主とし、天保期は年貢銀が中心となり、文化・慶応期には御用金銀が急激に増加する⁽⁶⁶⁾。その意味で、岡田代官の公金貸付政策を楨杆とする年貢増徴政策は、化政段階まで重要な意味をもっていたということができよう。大名預は大名からの預銀、在町預は商人・農民からの預銀を示し、一族預は広瀬家一族からの預銀を意味するが、そのなかに淡窓・旭荘・青邸・林外など咸宜園の関係者を含んでいることは注目される⁽⁶⁷⁾。

以上のように、広瀬家の経営における利潤の抽出方法は、借入金・貸付金の操作による流通過程からの収入を中心

とするものであり、千原家の酒造業⁽⁶⁸⁾、森家の製蠟業⁽⁶⁹⁾のように、他に有力な自己資本の蓄積手段をもたない広瀬家は、これらの掛屋商人に比べて、より流通過程に密着していたといえよう。広瀬家の土地所有は、天保六年の段階で屋敷五カ所、田畑五九石八斗七升貳合貳勺を有するにすぎず、これを同年における千原家の一六四石六斗七升八石に比較すると半分に充たず（千原家は天保七年以降十四年までに八〇石三斗六升二合の土地を集積して二四五石四升となり、慶応三年までに三五五石八斗一升二合の土地を集積する⁽⁶⁹⁾）、それだけに郡代権力により密着していたのである。

文化十四年、三河口氏に代わって日田に新しく入部した塩谷代官（大四郎正義）文政四年郡代に昇進は、従来の高年貢政策を維持しながら、積極的に河川の改修・埋立、新田開発を実施したが、これに際して、広瀬久兵衛は全面的に協力して事業の有力な推進者となった。文政六年の小ヶ瀬井手の開鑿、同八年の三隈川・中城川の通船工事が著名で、これによって、年貢米のほか諸物資の筑後方面への輸送が便利となり、その功績によって、久兵衛は塩谷郡代から荷積船一五艘株を与えられた⁽⁷⁰⁾。さらに久兵衛が積極的に取り組んだのは新田開発工事であった。なかでも有名なものが文政九年の豊後国東郡の呉崎新田の開発で、形式は郡請負新田であったが、実質は出資者久兵衛の町人請負新田であった⁽⁷¹⁾。そのほか文政八年の巖保新田、同九年の久兵衛新田を、あるいは主となりあるいは独力で開発し⁽⁷²⁾、塩谷郡代による新田開発政策を強力に推進したのである。

こうして、久兵衛は塩谷郡代の忠実な政策推進者たることによって、郡代権力と密接に結びついていった。彼が塩谷郡代によって、城内筋の中城・堀田両村、遅れて津江筋中西村の庄屋に任命された⁽⁷³⁾のも、このような理由によるものであろう。

そののみにとどまらない。久兵衛の兄求馬^{もとめ}（淡窓）が従来の私塾（桂林園）を堀田村に移し、いわゆる咸宜園を発足させたのは、塩谷郡代入部のまさにその年（文化十四年）にあたり、久兵衛は淡窓に対して盛んに塩谷郡代との接触をすすめる、こうして、郡代権力と広瀬家は久兵衛・淡窓の二つのルートを通じて、いっそう密接になっていった。塩

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

谷郡代の淡窓への接近は、咸宜園を支配下におき、かつ利用することによって、郡代権力を強化するところに狙いがあつたが、やがてそれは、咸宜園の教育とその内容に対する介入となつて現われた。これに対して、淡窓は「官府之難」と表現し「歎息ニ余アリ」と受けとめている。しかし、広瀬家一族のなかで、本家久兵衛が重要な位置を占め、その資産が重大な意味をもつ以上、かつ久兵衛自身、淡窓も認めているように、その「才幹ヲ以テ」塩谷郡代から「寵遇ヲウケ、諸役関ラサル所ナシ」という状態のなかでは、淡窓の郡代権力との接触もやむをえなかったものと思われる。

四 日田商人と九州諸藩

以上のように、広瀬家をはじめとする日田の掛屋商人が、九州諸藩の御用達となり大名貸をおこなつて、最大限の利潤を抽出しえたのは、いうまでもなく、諸藩の財政窮乏を前提とするものであつた。

注目すべきことは、幕藩制後期における諸藩の財政窮乏の進行のなかで、大名貸の担い手が、幕藩制初・中期以来の天王寺屋・鴻池屋をはじめとする大阪の掛屋商人への集中方式から、この期に地元九州における天領日田の掛屋商人へと拡散・移行しつつある事実である。このことは、幕藩制後期における市場構造の変化と、それに対応する地方金融市場の抬頭という条件のなかで、貸手である大阪の掛屋商人が経営内部の態勢整備のため、貸付金の不良資産化を整理し、貸付先を選別して、条件の悪い藩を疎外したことによるものであるが、他方、借手である九州の諸大名が辺境という地理的条件のなかで、財政窮乏の深化にともない、最寄りの金融市場に銀主を求めざるをえなかったことを示すものであり、天領日田の掛屋商人を銀主とした九州の諸藩が、福岡・熊本両藩以外、何れも中央金融市場の商人にとって、経済的信用の薄い中小藩を中心としたところに、この間の事情が雄弁に物語られている。

一方、佐賀藩や鹿児島藩などのいわゆる西南雄藩が天領日田の掛屋商人と極めて関係が薄いということは、幕藩制

の構造的特質に規定された個別藩の経済主体（非独自の大名領国の再生産構造）を回復するための領国単位の藩政改革↓領国経済の自給体制の強化・自立化の動きと密接な関連を有するものと考えられる。例えば、佐賀藩における一八世紀後半の藩政改革においては、改革の基調を「御有米だけを以、万御遣方被相済⁽⁸⁰⁾」という年貢米を中心とする財政構造の再建におき、「大坂御廻米被相止、於御国許御売被成⁽⁸¹⁾」という思想のもとに、中央市場・商人からの一定度の離脱をおこない、「御国中之潤⁽⁸²⁾」を助成するため、六府方を設置して、国産品の育成・使用を奨励したのである。個別藩における経済主体の回復は、このように一八世紀後半の藩政改革を通じて準備され、さらにそれを止揚した一九世紀の藩政改革を通じて具体化されるのである。

しかし、こうした一部の西南雄藩を除いて、天領日田の掛屋商人と九州諸藩との結合は、諸藩における財政窮乏の深化にもなっており、いっそう密接になっていった。その関係は、御用達・大名貸から藩財政への関与、専売支配、さらには財政改革↓藩政改革へと発展していった。

そこで次に、以上の諸点について、広瀬家ともつとも関係の深い府内藩・対島藩（肥前田代領）・福岡藩の場合について考察することとしよう。

一 府内藩 広瀬家がもつとも早く御用達をつとめた豊後の府内藩においては、文化元年、青蕤専売制の採用にもない濫発した銀札騒動（文政元年）によって必然化した極度の財政難を打解するため、天保十一年、藩財政の立て直しを広瀬久兵衛に依頼する。改革派の家老岡本主米は久兵衛に宛てた書状⁽⁸³⁾のなかで、次のように述べている。

今般旦那勝手向必至差支ニ付、無余儀改革存立、諸向借用方無理成及相談、就而者蔵元銀主も無之様成候間、此間頼談申置候通、日田表を後楯に改革取懸り候間、江戸表月用家中扶助等之儀、無差支様御世話偏ニ頼入候、随而御出金為取締、其許当表江懸々出張有之儀ニ付、当秋よりの収納者勿論、米金出入操卷之儀者、一切其許江致委任候、右ニ付旦那墨付をも申請相渡候契約ニ候処、着城不致候而者、難取計儀ニ付、夫迄銀主中為安心、此一札相渡

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

候処、仍而如件（傍点筆者）

七月

岡本主米 ㊦

広瀬久兵衛殿

すなわち、府内藩は天保改革に際して、年貢収納をはじめ藩財政の一切を久兵衛に委任したのである。「蔵元銀主も無之様成候間、此間頼談申置候通、日田表を後楯に改革取懸候」と述べているところに、天領日田の掛屋商人に対する九州小藩の依存体制をよみとることができる。しかもそれが、府内藩における青蘆惣支配を目的とした鴻池の出銀差控えという事態に対応して打ち出されたところに、財政危機に直面した九州小藩のおかれた立場が如実に示されている。いいかえれば、幕藩制金融市場構造の変化に対応する中央市場の商人から地方市場の商人への切換え、それに依存する藩政改革の実施である。

こうして、久兵衛は岡本―広瀬ラインによる改革路線のもとで、同十三年より改革を実施し、まず銀札場を引請て財政の実権を掌握し、青蘆専売制の改革と藩営生蠟会所の設置を二本建とする財政改革を断行したのである。前者の改革において注目されることは、その販売政策において、従来の大阪依存体制から江戸直送体制を確立したことである。⁽⁸⁴⁾このように、幕藩制後期における市場（金融・商品）構造は、地方金融市場の抬頭、地廻り経済の展開および藩専売商品の江戸への直送等によって大きく変化し、全国中央市場に占める大阪の機能を攪乱し、その地位を低下せしめるのである。

二 対馬藩（肥前田代領）

久兵衛が府内藩とともに財政改革を断行したところに対馬藩の肥前田代領がある。対馬藩が田代領を領有したのは慶長四年であり、朝鮮の役における軍功に対する恩賞として宛行われた薩摩出水郡一萬石の替地として与えられたもので、肥前東部の基肄一郡と養父半郡よりなる。慶長十年二、八〇〇石加増されたが、寛永十二年、「柳川事件」によって家臣柳川調興の所領園部一、〇〇〇石が没収となった。しかし、正徳元年一、五六五

が還付され、田代領の石高は一万三、四〇二石となり幕末に至った。⁽⁸⁶⁾ 耕地に乏しく朝鮮貿易に依存してきた対馬藩にとって、その貿易の衰退は、この築紫平野の一部を占める田代領の位置を高からしめたのである。

対馬藩においては、天明期より藩財政再建のための藩政改革が実施されるが、田代領においても、領内の富商に対する御用達取立が開始され、文政期に入ると、積極的な財政収入の増加策として皿山仕法が断行される。⁽⁸⁶⁾ 対馬藩においては、この田代領における皿山仕法の借財整理について久兵衛を起用するが、すでに田代領と広瀬家との関係は父三郎右衛門の段階よりはじまっており、久兵衛は、文化十一年資金融通につき一二俵を与えられ、⁽⁸⁷⁾ ついで文政八年には三俵を追加され、⁽⁸⁸⁾ さらに天保六年には、借財整理に努力した功績により、その身一代米五俵を与えられた。⁽⁸⁹⁾

田代領と久兵衛との関係は、田代銀札の整理をめぐって本格化する。すなわち、久兵衛は、弘化元年より対馬藩の依頼をうけて、田代銀会所の経営を引請け、流通困難となった田代銀札の整理にあたるとともに、嘉永五年には、銀会所・生蠟会所の座元となって財政改革を断行し、田代領の財政再建にあたったのである。⁽⁹⁰⁾ こうして、田代領内の生蠟はすべて会所へ上納され、久兵衛の名⁽⁹¹⁾をもつて中央市場（この場合は大阪と江戸）へ販売された。⁽⁹²⁾

以上は、日田掛屋商人による小藩および離島藩の飛地における藩政・財政改革の模様であるが、九州における大藩である福岡藩も、藩財政の立て直しを日田掛屋商人に依頼している。そこで次に福岡藩について考察しよう。

三 福岡藩 西南雄藩の一つ福岡藩は、中期以降財政窮乏をつけ、領内外の銀主に対して膨大な藩債を生じたが、⁽⁹³⁾ 藩財政再建のための有効な借銀整理策が実施されないままに、弘化・嘉永期には財政窮乏の極に達した。日田掛屋商人のなかで、福岡藩ともっとも関係が深かったのは千原家（丸屋）であり、すでに明和年間御用達に任命され、領外銀主の一人として資金調達をしてきたが、⁽⁹⁴⁾ 福岡藩は弘化・嘉永期の財政危機に際して久兵衛を起用し財政改革にあたらせただけである。久兵衛が起用された理由は、府内藩や田代領における実績が評価されたものと思われるが、福岡藩と久兵衛との関係は、大名貸を通じて、すでに天保末年より開始されていたのである。⁽⁹⁵⁾

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

嘉永二年、久兵衛の弟三右衛門は生蠟仕組について福岡藩に建言⁽⁹⁵⁾、久兵衛は翌三年福岡藩に出向して改革意見書を提出し、生蠟会所を改革して領内の生蠟を集めるとともに、これと密接な関係をもつ新藩札を発行して、福岡藩の財政再建にあた⁽⁹⁶⁾った。注目すべきことは、久兵衛が総元締となり、福岡藩の御用商人をその支配下において、領内の生蠟を買上させ、大阪の蔵元炭屋を通じて販売する「一手売捌」体制を確立したことである⁽⁹⁷⁾。この売捌体制に対しては、従来領内の生蠟を集め、大阪の生蠟問屋に販売してきた福岡藩御用商人の反対をうけ、結局、久兵衛は安政四年に福岡藩の財政改革から手を引くことになるが⁽⁹⁸⁾、そこに、府内藩や田代領と異なり、雄藩における財政改革の困難性を見出すことができる。

しかし、一時的にせよ、福岡藩が財政危機に際して、藩の改革主体を久兵衛に一任し、財政改革をおこなわせたことは注目に価する。この点、佐賀・鹿児島藩などの雄藩や討幕派の中小藩における藩政改革の路線と対蹠的傾向を示しているということができよう。ここらにも、福岡藩が大藩でありながら、明治維新に際していわゆる雄藩たりえなかった理由の一つが伏在していたといえるであろう。久兵衛が手を引いたあとの福岡藩の生蠟仕組は、久兵衛の改革仕法に反対した同藩の御用商人Ⅱ生蠟問屋に実権が移行し、福岡藩はこれら問屋層に依存することによって生蠟を集めるといように、はるかに後退した形で存続することとなった。ここに、幕末福岡藩における藩権力の在り方が示されている。

以上、広瀬家と府内藩・対馬藩（肥前田代領）・福岡藩との関係について考察したが、日田掛屋商人と九州諸藩との関係は、御用達・大名貸・献金等を除いて、広瀬家をもっとも深い関係を有し、専売支配から財政改革↓藩政改革にまで発展していったのである。このことは、もちろん久兵衛の才覚によるところが大きいが、天領日田の商業資本として、千原家・森家・草野家らより遅く出発し、かつ自己資本の有力な蓄積手段をもたず、そのために、権力（この場合は郡代権力）と密着して流通過程から利潤を抽出しようとした広瀬家の経営路線の発展策として把えることができ

る。郡代権力と密着した広瀬家は、それをバックに藩権力と結合し利潤を抽出していった。しかも、この場合も、府内藩・田代領においてその例をみるように、単に青蘊・生蠟等の専売制の改革にとどまらず、銀札場ないし銀会所そのものの経営を引請け、財政の実権を掌握しながら、財政改革↓藩政改革を断行していったのであり、銀札整理↓流通過程の改革に重点がおかれていたところに特色がある。この点、福岡藩における新藩札の発行も例外ではない。

なお、小倉藩も幕末に至って、同藩の御用達である千原家に年貢米・国産品の販売および売上代金の取扱いを委託し、これを引当に多額の日田金を借金したが、同藩の日田金借金は、慶応二年、第二次長州征伐に際しておこなわれたいわゆる小倉戦争においてその頂点に達した。「千原家文書」によれば、このときの調達金は二万九、三一五円となっていた⁽⁹⁹⁾。しかも、その際の借入金はほとんど返済されることなく、明治新政府に受継がれたのである⁽¹⁰⁰⁾。

明治元年一月、戊辰戦争が勃発するや、前述した西国筋最後の郡代窪田鎮勝は、尊攘派の草莽隊である花山院隊の四日市陣屋の襲撃、つづく「御許山の義挙」⁽¹⁰¹⁾の報に接し、日田陣屋を放棄して肥後に逃亡した。こうして、寛永十六年、日田が代官支配地となってより連綿としてつづいた代官・郡代による支配体制は、あえなく崩壊したのである。これを契機に、まず隣藩である森藩の軍隊が直ちに日田に乗り込んで陣屋を占領し、「為朝廷久留島伊予守衛地」という高札を立てたが、つづいて久留米・福岡・肥後諸藩の軍隊が日田に侵入し、最後に鹿児島藩の軍隊が侵入して⁽¹⁰³⁾きた。今や日田は明治維新における各藩の軍資金調達の間と化したのであり、ここでも、その実権は鹿児島藩の掌握するところとなったのである。

結 び

近世後期、豊後・豊前・日向・肥前・肥後・筑前・筑後の七カ国に存在する九州天領は、大名領国の定着・固定化の傾向とはうらはらに、その所属をめぐる、日田・長崎両代官所を基軸に激しく流動するが、その中心は日田代官幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

所Ⅱ西国筋郡代にあった。

由來、近世初頭、すぐれて政治的目的をもって設定された九州天領は、軍役体系の整備と鎖国体制の完成による領主間矛盾↓政治的緊張の解消のなかで、代官支配によるより純粹に年貢米徴収を目的とする天領へと變化するが、後期における九州天領、とくにその中核的位置を占める日田は、幕藩制市場構造の變化と九州諸藩の財政窮乏の深化のなかで、以上みる幕府の年貢収取地としての天領一般の性格に加えて、九州における地方金融市場へと發展する。

幕府の享保改革のもとで、本年貢の増徴とともに、高掛物以下の付加税に對する貢租収取体系の整備・増徴という形で推進された天領日田においては、享保十九年入部した岡田代官、つづく掛斐郡代の公金貸付政策を楨杆とする年貢増徴政策によって、小百姓の土地喪失のみならず、庄屋層を中心とする村方地主は経営の危機に直面、やがて動搖・後退するが、これとはうらはらに、代官・郡代権力をバックとし、日田金（Ⅱ公金貸付）を楨杆とする掛屋商人は、この間土地集積を強力に推進する一方、年貢米銀・領内諸商品の収納・販売および各売上代銀の保管のほか、年貢米の近国からの買替納、大名貸をはじめとする諸貸付をおこなって大商人に發展し、その一部は庄屋に任命されて、村内における政治的ヘゲモニーをも確立する。

天領日田が九州における地方金融市場に發展していくのはこの過程においてであり、九州諸藩の財政窮乏の深化にともなつて、日田掛屋商人と藩権力との結合はいっそう進行する。こうして、日田掛屋商人と諸藩との関係は、御用達・大名貸から藩財政への関与、専売支配、さらに財政改革↓藩政改革へと發展していったことは、すでに述べたところであり、そこに近世後期における天領日田の位置と意義をよみとることができる。

いわゆる領国型の外様諸藩を中心に構成された九州においては、小領主が錯綜する非領国地帯におけるような広域の地廻り經濟（関東）は展開せず、ここでは、既述した諸条件のなかで天領（日田）を中心に地方金融市場が發展し、そこでの特權的な掛屋商人が金融面（Ⅱ日田金）を通じて、天領内外を問わず土地を集積し、大名支配を実現したこ

とは、大阪を中心とする幕藩制市場構造の大きな変化を示すものである。とくに大名と領外利貸資本との結合が大阪商人を媒介とせず、地方（金融）市場において実現し、かつそれによって、藩政改革→藩経済政策の展開が可能となったことの意味は重要である。また、かれらが一部の藩における財政改革・藩政改革の主体となり、専売商品の江戸直送体制を確立したことによって、この面からも、全国中央市場に占める大阪の機能は攪乱され、その地位を低下せしめたのである。

すでに一八世紀における藩政改革を通じて、借銀整理や廻米中止の政策を打ち出し、中央市場・商人からの脱却を実現しようとした雄藩はもとより、領国経済の自給体制を強化し、国産品の保護・奨励を通じて、個別藩の経済主体を回復しようとした中小藩においては、一九世紀の藩政改革を通じて、みずからの政治主体を形成し（＝藩政改革派の成立）、それぞれ独自の農村・経済政策を展開し、藩政・軍制改革を断行する。

このように、幕末の九州諸藩は、それぞれの個別藩がもつ藩制の構造特質とそこでの固有の矛盾の展開に対応しながら藩政改革を断行するが、これを市場構造・領外利貸資本との関わりあいと、改革主体の在り方より検討すると、改革主体を領外利貸資本に一任した藩と、みずからの政治主体によって改革した藩に区別することができる。いうまでもなく、後者の個別藩における政治主体の形成が、やがて幕藩制下における新たな政治主体の形成→討幕派の成立と連合となり明治維新に帰結する。

こうした新たな政治情勢のなかで、天領日田は各藩の軍資金調達場となり、再び政治的色彩を濃厚にしなが、天領としての機能と役割を停止するのである。

【註】

（１）「乍恐以書付御訴訟申上候事（延享三年）」（『豊後日田永山布政史料』中巻所収）、藤野保「幕藩制転換期における九州天領―田沼期幕政との関連を通じて―」（『九州文化史研究所紀要』一八号）参照。

（２）いわゆる日田金についての諸説の批判と筆者の見解については、藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一八号掲載論文の

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

註(69) 参照。

- (3) 掛斐政俊は岡田俊惟の次男で俊博の弟にあたり、宝暦七年、掛斐(政方)氏の養子となった(『寛政重修諸家譜』二二一九)。
- (4) 『徳川実紀』第一〇篇(『国史大系』第四七卷所収)二五三―五四頁、『御触書天明集成』三四―二、四六三号。
- (5) 『天明令典永鑑』(国会図書館所蔵)三四卷。
- (6) 「乍恐以書付奉願上候」(『千原文書』所収)、藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一八号掲載論文参照。
- (7) 藤野保「近世後期における九州天領農村の構造」(『森克己博士古稀記念論文集』所収)参照。
- (8) 「乍恐以書付奉願上候口上之事(安永八年)」(『財津家文書』所収)。
- (9) 原田敏丸「日田幕領における都市と農村の社会・経済的構造に関する一考察」(宮本又次編『九州経済史研究』所収)、藤野保前掲『森克己博士古稀記念論文集』所収論文参照。
- (10) 「御年貢米銀小物成臨時物皆済寄帳(天明五年)」(藤山村)、「文政四年当已御免割高附帳」(同)、「永代売渡申山証文之夏(文化十三年)」(同)、「拾年切家屋敷酒造道具賃券証文之夏(文化十四年)」(同)、以上何れも「財津家文書」所収。
- (11) 遠藤正男『日本近世商業資本発達史論』一九八一―二〇一頁。
- (12) 『広瀬伝譜』巻一。日田掛屋商人の一人広瀬久兵衛は、城内筋の南城・堀田西村および津江筋中西村の庄屋に任命されている。
- (13) 藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一八号掲載論文。
- (14) 『懷旧楼筆記』巻四(『淡窓全集』上巻所収)。
- (15) 「深溝記略」・「三浦家旧記」、『豊後速見郡史』一八〇頁、『大分市史』上巻五六―一頁。
- (16) 『懷旧楼筆記』巻四、石川準吉『江戸時代代官制度の研究』八七三―七八頁。
- (17) 「県令譜」(国立公文書館所蔵)。
- (18) (19) 『懷旧楼筆記』巻一三、『豊西記』。
- (20) 『寛政重修諸家譜』七一―二五七、『統徳川実紀』第一篇(『国史大系』第四八卷所収)六五二頁、「県令譜」。
- (21) 『懷旧楼筆記』巻一五・一七によると、三河口輝昌が死亡したのは文化十年で、二年後の同十二年にはじめて公表されたとある。
- (22) 『懷旧楼筆記』巻一七。

- (23) 『寛政重修諸家譜』八一、三九二、『豊後日田永山布政史料』上・中巻。
「県令譜」。
- (24) 『佐賀県史』中巻五二七頁。
- (25) 松田唯雄『天草近代年譜』四〇九—一四頁。
- (26) 同『天草近代年譜』四一五頁、『長崎名家略譜』(『長崎叢書』上巻三所収)。
- (27) 『懷旧樓筆記』卷三六、『豊後日田永山布政史料』中巻。
- (28) 『寛政重修諸家譜』七一、二九〇、『統徳川実紀』第二篇(『国史大系』第四九卷所収)二八三頁、『懷旧樓筆記』卷三七。
- (29) 『吹塵録』下巻(『海舟全集』四巻) 所収。
- (30) 『旧柳川藩志』上巻四四頁。
- (31) 『大分市史』上巻五六頁。
- (32) 『佐賀県史』中巻五二七—二八頁。
- (33) 大山敷太郎『幕末財政金融史論』一三〇—三一頁。
- (34) 『懷旧樓筆記』卷四二・四三によると、寺西元栄が死亡したのは文化十一年で、翌十二にはじめて公表されたとある。
- (35) 『豊西記追補録』。
- (36) 『寛政重修諸家譜』七一、二一五、『統徳川実紀』第二篇四四一頁、『懷旧樓筆記』卷四四。
- (37) 「代官所勤方書付」・「御預所勤方書付」(国立公文書館「所蔵、大山敷太郎前掲『幕末財政金融史論』掲載史料によって作成。
- (38) 『佐賀県史』中巻五三五頁。
- (39) 『旧柳川藩志』上巻四四頁。
- (40) 『豊西説話』・『豊後日田永山布政史料』下巻。
- (41) 松田唯雄前掲『天草近代年譜』五八四—八六頁、『長崎名家略譜』(『長崎叢書』上巻三所収)。
- (42) 『統徳川実紀』第四篇(『国史大系』第五一卷所収) 二六二頁、『豊後日田永山布政史料』下巻。
- (43) 広瀬恒太『日田御役所から日田県へ』三八頁。
- (44) 「日田御郡代所御支配郡高控」(『広瀬家文書』所収)。
- (45) 幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

- (47) 「長崎名家略譜」(『長崎叢書』上巻三所収)。
- (48) 藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一八号掲載論文、同前掲『森克巳博士古稀記念論文集』所収論文。
- (49) 各藩「用達扶持・扶持・往復文書」(『広瀬家文書』所収) によって作成。
- (50) (51) 「広瀬家譜」(『淡窓全集』下巻所収)。
- (52) (56) 「府内藩用達扶持文書」(『広瀬家文書』所収)。
- (57) 千原家(丸屋)については遠藤正男前掲『日本近世商業資本発達史論』、森家(鍋屋)については野口喜久雄「日田商人森家の経営」(『竹内理三編』『九州史研究』所収) 参照。
- (58) 遠藤正男前掲書三四—四五頁。
- (59) 「積書」(『広瀬家文書』所収)。文化十年より明治三十九年まで各年度の「積書」が存在する。
- (60) (61) (一) 内の数字は、それぞれ嘉永元年・安政元年における借入金と貸付金の額を示す。
- (62) 「積書」の詳細な分析については、野口喜久雄「『積書』より見た広瀬家の経営」(『九州文化史研究所紀要』一七号) 参照。
- (63) 在町貸のうち、町方では伊予屋(手島家)・升屋(草野家)・丸屋(千原家)・鍋屋(森家)・京屋(山田家)などの掛屋をはじめとする大小の日田商人が中心をなすとともに在町貸の主流を構成し、周辺村では庄屋層や農村商人が多数を占めている。他領貸は天保中期以降急激に増加し、天保・弘化期は久留米藩・対馬藩(肥前田代領)の領民が多く、嘉永以降は福岡藩のそれがふえ、文久以降は小倉藩・島原藩(豊後高田領)・府内藩の領民が多くなる(野口喜久雄前掲『九州文化史研究所紀要』一七号掲載論文参照)。
- (64) 野口喜久雄前掲『九州文化史研究所紀要』一七号掲載論文参照。
- (65) 藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一八号掲載論文参照。
- (66) 註(64) 参照。
- (67) 咸宜園の財政については、井上義巳「咸宜園の財政」(『日本歴史』二七六号) 参照。
- (68) 千原家については遠藤正男前掲『日本近世商業資本発達史論』、森家については野口喜久雄前掲『九州史研究』所収論文参照。
- (69) 藤本隆士「日田幕領における商人寄生地主の土地集積と小作関係」(宮本又次編『九州経済史研究』所収)。
- (70) 『広瀬伝譜』巻一、『贈従五位広瀬久兵衛伝』二五—三〇頁。
- (71) (72) 広瀬家には、これらの新田開発関係の史料が一〇〇点以上存在する。なお、遠藤正男前掲『日本近世商業資本発達

史論』後編第四章参照。

(73) 註(12) 参照。

(74) 西国筋郡代と咸宜園との関係については、井上義巳「咸宜園をめぐる政治情勢」(『九州文化史研究所紀要』一五号) 参照。なお、井上氏の咸宜園に関する一連の研究は、単に淡窓個人の研究にとどまらず、これを広瀬本家(久兵衛・源兵衛)との総体において把握するとともに、郡代との政治的關係において淡窓・林外を個別に位置づけながら、さらに咸宜園の財政分析をおこない(前掲『日本歴史』二七六号掲載論文)、幕末九州天領(日田)の政治的動向を明らかにしたところにある(小倉落城と日田・咸宜園)(『九州大学教育学部紀要』一五集)。従来の教育史の方法論に新たな分析視角を加えたものとして注目される。

(75) 「醒斎日曆」巻一。

(76) 『懷旧樓筆記』卷三二。

(77) 『懷旧樓筆記』卷三五。

(78) 森泰博『大名金融史論』一六九―七一頁参照。

(79) 日田掛屋商人を講元とする融通講の制度に加入した九州諸藩も熊本・福岡両藩以外は中小藩が多い(久留米・鳥原・秋月・日出・小倉・柳河・中津・岡・府内・森の各藩)(『融通講主法書』(『豊後日田永山布政史料』下巻所収)。なお遠藤正男「豊後日田の融通講制度」(『社会経済史学』四一一) 参照。

(80) (82) 「泰国院様御年譜地取」・「御仕組八箇条」(『佐賀図書館』所蔵)。

(83) 「岡本主来より広瀬久兵衛宛書状」(天保十一年七月)(『広瀬家文書』・『広瀬伝譜』巻一所収)。

(84) 「府内藩日記」(「大分図書館」所蔵)・「南陔日記」・『広瀬伝譜』巻一、『大分市史』上巻一、一〇三―一六五頁、遠藤正男前掲『日本近世商業資本発達史論』二九〇―九四頁、安藤保「府内藩青筵専売制の展開」(『社会経済史学』三五―一)・「内平均免」を通してみた府内藩財政政策について(『九州文化史研究所紀要』一六号) 参照。

(85) 『徳川夷記』・『寛政重修諸家譜』・『新対馬島誌』・藤野保「校訂恩栄録・廃絶録」。

(86) 長野遼「対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人」(『九州文化史研究所紀要』一六号)。

(87) (89) 「広瀬源兵衛家筋三付、先年追々御沙汰兼々左之通」(『広瀬家文書』所収)。

(90) 「松村大蔵外より広瀬久兵衛・同源兵衛宛書状」(嘉永六年三月)・「南陔日記」・『広瀬伝譜』巻一、遠藤正男前掲書二八二―八九頁、作道洋太郎「日本貨幣金融史の研究」一六一―一八八頁、長野遼前掲『九州文化史研究所紀要』一六号掲載論

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

幕藩制下における天領と藩との関係史的考察

文参照。

- (91) 「田代生蠟座永用銀」〔広瀬家文書〕所収。
- (92) 遠藤正男「旧福岡藩の藩債」〔経済史研究〕三三三頁。
- (93) 遠藤正男前掲『日本近世商業資本発達史論』一七三頁。
- (94) 「天保十二年辛丑正月二日積書」〔広瀬家文書〕所収。
- (95) 「筑前御仕組一条書物留」〔同〕所収。
- (96) (97) 「南陔日記」・「広瀬伝譜」卷一、「生蠟会所御改正内談書」〔広瀬家文書〕所収、遠藤正男前掲『日本近世商業資本発達史論』二六六―八一頁、木原溥幸「幕末における福岡藩財政改革と日田商人広瀬家」〔九州文化史研究所紀要〕一七号) 参照。
- (98) 木原溥幸前掲『九州文化史研究所紀要』一七号掲載論文。
- (99) 「小倉調達金取調書」〔千原家文書〕所収。
- (100) 遠藤正男前掲『日本近世商業資本発達史論』一八〇頁。
- (101) 大久保利謙「明治新政権下の九州」〔九州文化論集〕三所収、高木俊輔「北九州草莽隊花山院隊の研究」〔静岡大学教養部研究報告〕八号)。
- (102) (103) 帆足達雄「維新前後に於ける天領日田の波瀾」〔広瀬恒太『日田御役所から日田県へ』所収)。